

「ヴィラ武田の杜」指定訪問介護事業所運営規程

（事業の目的）

第一条 株式会社エクセレントが開設する「ヴィラ武田の杜」指定訪問介護支援事業所（以下「ヴィラ武田の杜」という）が行なう指定訪問介護及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（以下「総合事業」という。）の各事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は総合事業にあつては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び総合事業のサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第二条 「ヴィラ武田の杜」の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行なう。
- 2 総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行なうとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行なうこととする。
 - 3 総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を総合事業にあつては第1号介護予防支援事業者へ報告することとする。
 - 4 総合事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行なうことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
 - 5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 6 「ヴィラ武田の杜」は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、

必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称)

第三条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 「ヴィラ武田の杜」訪問介護支援事業所

所在地 山梨県甲府市羽黒町1 4 5 5

(職員の職種、員数、職務内容)

第四条 「ヴィラ武田の杜」に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を、一元的に行なうとともに、自らも指定訪問介護及び総合事業の提供に従事するものとする。

2 サービス提供責任者 介護福祉士1名以上（常勤、専従）

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行なう。

- ・事業所に対する指定訪問介護及び総合事業の利用の申込に係わる調整をすること。
- ・訪問介護計画及び総合事業にあつては第1号訪問事業計画の作成・変更等を行なうこと。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有、居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導を実施すること。
- ・その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

3 訪問介護員等 2.5以上（常勤換算）（常勤、サービス提供責任者）

訪問介護員等は、指定訪問介護及び総合事業の提供に従事する。

(営業日及び営業時間)

第五条 「ヴィラ武田の杜」の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 年中無休

- 2 営業時間 午前 7 時より午後 7 時まで
- 3 電話などにより、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料など)

第六条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額とする。

- 1 身体介護
 - 2 生活援助
-
- 2 総合事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、甲府市が定める額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払を受けるものとする。
 - 一 訪問型サービス費（Ⅰ）… 1 週に 1 回程度
 - 二 訪問型サービス費（Ⅱ）… 1 週に 2 回程度
 - 三 訪問型サービス費（Ⅲ）… 1 週に 2 回を超える程度
-
- 3 第八条に規定する通常の事業実施地域を越えて行なう指定訪問介護及び総合事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 1 事業実施地域外から、片道概ね 10 km 未満 1,000 円
 - 2 事業実施地域外から、片道概ね 10 km 以上 5 km 超える毎に 500 円
 - 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名、捺印を受けることとする。
-
- 4 第 1 項の指定訪問介護及び総合事業のサービスの利用をキャンセルする場合には、次の区分に応じてキャンセル料を徴収する。但し、利用者の病変、急な入院等の時には、キャンセル料は徴収しないものとする。
 - 1 サービス開始予定時刻から 24 時間前までに連絡を受けた時場合 不要
 - 2 サービス開始予定時間から 12 時間前までに連絡を受けた場合 利用料金の 50%相当額
 - 3 サービス開始予定時間から 12 時間前までに連絡がない場合 利用料金の 50%相当額

(緊急時等における対応方法)

第七条 訪問介護員等は、訪問介護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を構ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第八条 通常の事業の実施地域は、甲府市（旧中道町、旧上九一色村を除く）の地域とする。

(その他運営についての留意事項)

第九条 訪問介護にあたり、利用者の状況を把握・分析し、利用者及び家族の要望、その要望する理由を踏まえて、訪問介護の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画書及び総合事業にあつては第1号訪問事業計画書を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護計画書及び総合事業にあつては第1号訪問事業計画書を作成する。

- 2 訪問介護計画書及び総合事業にあつては第1号訪問事業計画書を作成したときは、利用者及びその家族に対し、サービス内容を説明し、文書により同意を得た上で、当該計画書を利用者に交付するものとする。
- 3 訪問介護計画及び総合事業にあつては第1号訪問事業計画書に基づきサービスを提供するとともに、その実施状況の評価を行い、必要に応じて当該計画書の変更を行なう。

(サービスの提供の記録)

第十条 利用者が、サービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問介護及び総合事業を提供した際には、当該指定訪問介護及び総合事業の提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス提供票等に記載する。

(その他運営についての留意事項)

第十一条 「ヴィラ武田の杜」は、訪問介護員等の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3月以内
- 2 継続研修 年4回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エクセレントの代表取締役が定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第十二条 「ヴィラ武田の杜」は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

- ・虐待の防止に関する担当者の選定を行う。
- ・従業者の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画）を定期的に行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- ・事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

(業務継続計画の策定等)

第十三条 「ヴィラ武田の杜」は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 「ヴィラ武田の杜」は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施する。
- 3 「ヴィラ武田の杜」は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第十四条 「ヴィラ武田の杜」は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(身体拘束の禁止)

第十五条 身体拘束は禁止する。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決めて実施するものとする。

付則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から改定施行する。

この規程は、平成 16 年 2 月 9 日から改定施行する。

この規程は、平成 17 年 9 月 27 日から改定施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から改定施行する。

この規程は、令和 2 年 3 月 30 日から改定施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 25 日から改定施行する。

この規程は、令和 6 年 10 月 5 日から改定施行する。